

司法院釈字第 540 号（2002 年 3 月 15 日）\*

争 点

国民住宅条例に基づく国民住宅回収にかかる強制執行事件についての裁判権。

（國民住宅條例收回國宅強執事件之審判權？）

キーワード

裁判権（審判権）、裁判を受ける権利（訴訟権）、行政訴訟

**解釈文：**国は行政上の任務を達成するため、公法上または私法上の行為を実施手段として選択することができる。各当該行為により生じる紛争について言えば、公法的性質を有するものは行政裁判所、私法的性質を有するものは普通裁判所の裁判に服することになる。もっとも、立法府はその権限により、事件の性質、既存訴訟制度の機能及び公益を考慮して、裁判権の帰属ないし紛争処理手続につき、別途適当な設定をすることができる。そしてこのような場合、それが法律として制定されれば、

ば、全国の機関及び国民に対する拘束力が生じ、各裁判機関もそれを遵守する義務がある。

中華民国七一（1982）年七月三〇日成立公布の国民住宅条例は、国民住宅の建設により比較的低所得の世帯の住居問題を解決するため、政府の主管庁が住宅建設事業として、上記世帯を対象に、譲渡、賃貸、融資による自主的建造または民間投資による建設の奨励等の方法を採用してこれを行うというものである。このうち、民間投資による建設を除き、主管庁

---

\*翻訳者：陳 一

がその譲渡、賃貸または融資による自主的建造を認可し、かつ当該官庁より国または地方自治体を代表して譲受人、賃借人または借入人とそれぞれ売買、賃貸借または融資契約を締結するといった場合は、これらの契約はもはや公権力の行使によって生じる公法上の法律関係ではない。上記条例第二一条第一項は、国民住宅の販売後に同条に定める違法行為があったときは、「国民住宅の主管庁は当該住宅及び敷地を回収することができ、かつ裁判所に移送し、その決定を得て強制執行をすることができる」と定めているが、これは特定の違約行為の効果として執行力を付与するという特別規定である。そしてこれら私権に関する法律関係にかかる事件は民事事件であり、同条にいう裁判所とは普通裁判所のことを言うのである。この種類の事件について、管轄権を有する普通裁判所の民事部は、行政訴訟の新制度が実施されたのに伴い、行政裁判所より受理可能となつたことを理由に、強制執行申立の却下決定をしてはならない。

本院が事件を民事事件と解し、本院の解釈を申し立てた行政裁判所には裁判権がないと判断したものについて、当該裁判所は却下の決定をし、かつ職権により裁判権を有する普通裁判所に移送すべきであり、移送を受けた裁判所も、裁判権について本院が解釈において判断したところの趣旨に基づき、憲法における国民の裁判を受ける権利を保障するため、事件の係属を回復させ、法による裁判を行わなければならない。

**解釈理由書：**国は行政上の任務を達成するため、公法上または私法上の行為を実施手段として選択することができる。各当該行為により生じる紛争について言えば、公法的性質を有するものは行政裁判所、私法的性質を有するものは普通裁判所の裁判に服することになる。もっとも、立法院はその権限により、事件の性質、既存訴訟制度の機能及び公益を考慮して、裁判権の帰属ないし紛争処理手続につき、別途適切な設定をすることができる。そしてこのような場合、それが法律として制定さ

されば、事件の性質につき理論上議論の余地があるとしても、全国の機関及び国民に対する拘束力は影響を受けず、各裁判機関においてもそれを遵守する義務がある。本院釈字四六六号判決もこれと同旨である。

国民住宅条例は、国民生活の安定と社会における福利厚生の向上を図るべく、国民住宅の統一的建設計画・実行と管理を目的として制定され（同条例第一条）、政府機関より用地を取得して住宅を建設・配分し、比較的低所得の世帯の住居問題を解決しようとするものであり（同条例第二、六条）、その具体的手段として、主管庁より用地取得、資金調達及び住宅建設を行い、比較的低所得の世帯を対象に、譲渡、賃貸、融資による自主的建造または民間投資による建設の奨励によりこれをを行うというものである（同条例第二、六、一四、一六、二三及び三〇条等参照）。このうち、民間投資による国民住宅建設の場合の購入者と住宅建設業者間の関係が純然たる私法関係であることは疑義

のないところであるが、主管庁より直接建設し配分する住宅については、まず購入、賃借または融資の必要のある者より主管庁に申請をし、当該申請が法定要件を満たすことを主管庁が認定した後、主管庁より申請者と私法上の売買、賃貸借または融資契約を締結するというものとなっている。これらの契約は、社会における福利厚生を促進し比較的低所得の国民の生活を保護するという行政上の目的のために採る私的経済の措置であって、何ら権力服従関係のないものである。その性質は、各級政府の主管庁が国または地方自治体を代表して、国民との間で私法上の当該各法律関係を成立させるというものであって、政府機関が直接国民住宅を建設しその配分と管理に関与しているからといって、直ちにそれが公権力の行使に当たるとは言い難い。一方、購入、賃借または融資の申請につき、主管庁が関連法規または裁量権行使の結果により該当要件を満たさないと判断し、契約締結段階へ進まなかつたという場合は、如何なる私法関係も成立しないため、当該申請

者はそれに不服であるときは、法の定めることころにより行政争訟を提起しなければならないが、これは別の問題である。

八九（2000）年七月一日に行政訴訟法の新制度が施行となる以前、公法的性質を有する若干の事件については、行政訴訟において適切な訴訟類型を欠き、かつ法律が他の訴訟救済手段を別途用意しなかったため、長年、民事訴訟を通して解決を図ってきたということがあった。例えば、公務員保険給付事件（本院釈字四六六号判決参照）、釈字五二六号判決前の全民健康保険法第五条における被保険者と保険医療機関間の紛争事件等がその適例である。この種類の事件については、今後もはや民事裁判所の裁判を受ける謂れがない。他方、公法的性質を有するといえども、他の裁判権に服すべきことを法律が明確に定めている場合は、行政訴訟制度の改正により訴訟類型が拡大されたからといって、行政裁判所の管轄する公法事件にはならない。例えば、選挙無効事件、当選無効事件（公職人員

選挙罷免法第一〇一条）、交通規則違反事件（道路交通管理処罰条例第八八、八九条）、行政罰事件（社会秩序維護法第五五条以下）等は、それぞれ民事裁判所と刑事裁判所より裁判を行うが、その審級と救済手続は通常の民・刑事事件と異なることがある。これらが行政訴訟法第二条にいう公法事件で法律に別段の定めのあるものであって、行政裁判所の裁判を受けないものに該当する。上述の通り、本件国民住宅の売買は私法関係に属するのであるから、国民住宅の所有者または居住者が国民住宅条例第二一条第一項各号、即ち「一、違法の使用をしたとき。二、融資元本・利息を三ヶ月滞納し、催告されても弁済しないとき。三、国民住宅の主管庁の承認を得ないで譲渡、典権設定、贈与または交換をしたとき。四、同一家庭が政府の直接建設した国民住宅または融資による自主的建造のそれを、一戸を超えて所有するとき。五、非居住用に変更しましたは賃貸し、通告後三十日を過ぎても回復または解約をしなかったとき。六、購入後三ヶ月を満了し、

催告されても入居しないとき。七、管理費の滞納が六ヶ月に達したとき。」に該当する場合は、同条項前段により「国民住宅の主管庁は当該住宅及び敷地を回収することができ、かつ裁判所に移送し、その決定を得て強制執行をすることができる」。これは、特定の違約行為の効果として執行力を付与するという特別規定であるが、これら私権に関する法律関係にかかる事件は民事事件であって、同条にいう裁判所とは普通裁判所のことを言うのである。この種類の事件について、普通裁判所の民事部は、行政訴訟の新制度が実施されたのに伴い、行政裁判所より受理可能となったことを理由に、強制執行申立の却下決定をしてはならない。

本件は、行政裁判所が係属中の個別案件の受理権限の問題につき、行政訴訟法第一七八条により本院に解釈を申し立てたものであり、法律の趣旨を徹底するため、本院が当該個別案件にかかる裁判権の帰属について行った判断は既判事項とみなすべきであり、各当

該裁判所はこれを遵守しなければならず、後続手続においても再審理をしてはならない。また、事件は本院において民事事件と解されるのであるから、先に普通裁判所が裁判権を有しないという理由で行った却下決定は、事件の受理権限についての判断に誤りがある。そのため、当該裁判には明らかに瑕疵があって、拘束力を生じないというべきである（本院釈字第一一五号判決参照）。本院の解釈を申し立てた行政裁判所は、却下の決定をし、かつ職権により当該民事事件を、裁判権限を有する普通裁判所に移送すべきであり、移送を受けた裁判所も、裁判権について本院の解釈が判断したところの趣旨に基づき、憲法における国民の裁判を受ける権利を保障するため、事件の係属を回復させ、法による裁判を行わなければならない。なお、普通裁判所が訴訟の受理権限に関し行政裁判所と見解が異なる場合について、関連法規には、上記行政訴訟法第一七八条に相当する、裁判権の抵触を解決するための定めがないため、関係機関より本判決の説示に基づいて全

般的検討を行い、しかるべき設計  
をすべきことを併せて指摘してお  
く。

本解釈は、陳計男大法官、孫  
森焱大法官によるそれぞれの部分  
反対意見書がある。